

新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
<p>高知県緑化促進事業費補助金交付要綱</p>	<p>高知県緑化促進事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>(補助目的及び補助対象事業)</p>	<p>(補助目的及び補助対象事業)</p>
<p>第2条 県は、県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげることを目的として、別表第1に掲げる補助事業者が実施する、幅広い県民に利用される県内の公共的空間や教育・保育施設を郷土樹種を用いて緑化する事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>第2条 県は、県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげることを目的として、別表第1に掲げる事業実施主体が実施する、幅広い県民に利用される公共的空間等を郷土樹種を用いて緑化する事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>
<p>(補助対象経費及び補助率等)</p>	<p>(補助対象経費及び補助率等)</p>
<p>第3条 補助事業に係る補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。 また、補助対象経費に補助率を乗じて算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、補助事業者が市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)であって、当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。</p>	<p>第3条 補助事業に係る補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。 また、補助対象経費に補助率を乗じて算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、事業実施主体が市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)であって、当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。</p>
<p>(補助金の交付の申請)</p>	<p>(補助金の交付の申請)</p>
<p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は知事に提出しなければならない。ただし、原則として一事業者につき年度内に一施工箇所に係る事業を申請の限度とする。</p>	<p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、事業実施主体は知事に提出しなければならない。ただし、原則として一事業者につき年度内に一施工箇所に係る事業を申請の限度とする。</p>
<p>第2項 略</p>	<p>第2項 略</p>
<p>3 市町村等を除く補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。 (1) 県税の納税証明書(全税目のもの)又は県税完納情報の提供に係る同意書(別紙4)及び本人確認書類の写し (2) 県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書 (3) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書(別紙5)</p>	<p>3 市町村等を除く事業実施主体は、第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。 (1) 県税の納税証明書(全税目のもの)又は県税完納情報の提供に係る同意書(別紙1)及び本人確認書類の写し (2) 県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書 (3) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書(別紙2)</p>
<p>(補助金の交付の決定)</p>	<p>(補助金の交付の決定)</p>
<p>第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p>	<p>第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするとともに当該決定をうけた事業実施主体(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>(補助の条件)</p>	<p>(補助の条件)</p>
<p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 略 (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p>	<p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 略 (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p>

- (3) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、これに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。
- (4) 補助事業により整備した財産について、県の森林環境税を活用していることを看板等により表示し、かつ、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5)～(7) 略

(補助金の変更の承認申請)

第8条 第1項 略

2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号に掲げるいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
(2) 補助事業の実施箇所の変更
(3) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額
(4) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

第9条～第13条 略

(県内発注)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第2号から第6号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

- (3) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。
- (4) 補助事業により整備した財産について、森林環境税を活用していることを看板等により表示し、かつ、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5)～(7) 略

(補助金の変更の承認申請)

第8条 第1項 略

2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号に掲げるいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助事業者の変更
(2) 補助事業の中止又は廃止
(3) 補助事業の実施箇所の変更
(4) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額

第9条～第13条 略

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第2号から第6号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業区分	公共的空間緑化事業	教育・保育施設緑化事業
事業内容	木材を利用したPR効果の高い県内の公共的空間における郷土樹種(注1)の活用を原則とする緑化事業	県内の教育・保育施設における郷土樹種の活用を原則とする緑化事業
補助事業者	市町村、市町村教育委員会、学校法人、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの。	
補助対象経費	植栽資材費	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽する樹木 ・植栽に要する土、肥料、土壌改良材、樹木支持材、マルチング材、防草シート類、消毒剤、土留め材
	植栽基盤整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県産材を使用した植栽に要するプランター ・植栽ます及び植栽する樹木に係る土留めを目的とした花壇整備費 ・前生樹木の移植・撤去費(前生樹木を植えていた場所に本事業による植栽を新たに行う場合に限る)
	植栽施工等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・県の森林環境税を活用していることを表示する看板等の制作・設置費用 ・植栽に要する工事請負費及び委託料
補助対象施設	木材を利用したPR効果の高い県内の公共的施設(注2)及び公園	教育・保育施設(注3)
補助率	補助対象経費の2分の1以内(ただし、大企業(注4)に該当する場合は3分の1以内)	補助対象経費の10分の10以内(ただし、大企業に該当する場合は3分の1以内)
補助金額の下限	400千円超/事業	
補助金額の上限	6,000千円/事業	
採択要件	<p>(1) 植栽基盤整備費は、補助対象経費の2分の1を超えないこと。</p> <p>(2) 補助対象経費の積算に用いる見積書及び請求書等の証拠書類は、補助対象経費のいずれの経費であるかが明確に判別できるよう内訳を表示すること。</p> <p>(3) 次に掲げるものは、補助事業の対象としない。</p> <p>①過去に本事業によって整備した植栽箇所の緑化事業。</p> <p>②補助事業者が雇用する職員に係る人件費及び事務処理に要する経費。</p> <p>(4) 本事業により緑化した箇所へ県の森林環境税を活用していることを看板等により表示すること。</p> <p>(5) 同一の施設内であって、複数箇所を植栽する場合は1事業とみなす。</p> <p>(6) 入札の実施や複数業者から見積書を徴することによる適正価格での実施とすること。ただし、特殊性等があることにより、2者以上から見積りを徴することができない場合は、その理由を明らかにした書面を交付申請書に添付することで、1者による見積りによることを認める。なお、入札に付す場合は、地方自治体が行う契約手続きの取り扱いに準じること。</p> <p>(7) 補助事業者とは別に事業地を管理している管理主体がある場合は当該管理主体及び関係者等の書面による同意があること。</p> <p>(8) 運営が適正に行われ、経理や運営内容を報告できる団体であること。</p> <p>また、任意団体の場合は構成員が5人以上であること。</p>	

別表第1 (第3条関係)

事業区分	環境緑化事業
事業実施主体	市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの。
補助対象経費	郷土樹種(注1)を活用した、モデル的(注2)な緑化における植樹及び樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費(前生樹等がある場合、前生樹の撤去費用を含む。)、工事請負費及び設計・測量・調査委託料(ただし、外注した場合に限り補助対象経費とする。)) なお、補助事業者が雇用する職員に係る人件費及び事務処理に要する経費並びに補助事業者が消費税の一般課税事業者の場合の補助事業に係る消費税相当額は補助対象外経費とする。 【注意事項】 入札の実施や複数業者から見積書を徴することによる適正価格での実施とすること。ただし、特許性等があることにより、2者以上から見積りを徴することができない場合は、その理由を明らかにした書面を実績報告書に添付することで1者による見積りによることを認める。 なお、入札に付す場合は、地方自治体が行う契約手続きの取り扱いに準じること。
補助対象施設	教育・保育施設(注3)又は市町村等の整備する施設若しくは木材を利用したPR効果の高い公共的施設(注4)
補助率及び補助額	教育・保育施設(注3)、市町村等の整備する施設:10分の10以内 上限600万円/事業 木材を利用したPR効果の高い公共的施設:2分の1以内(ただし大企業(注5)に該当する場合は3分の1以内) 上限600万円/事業
採択要件	<p>ア 補助事業者とは別に事業地を管理している管理主体がある場合は当該管理主体及び関係者等の書面による同意があること。</p> <p>イ 郷土樹種の植栽による緑化に係る経費が1/2以上の事業であること。</p> <p>ウ 1事業の補助金額が40万円以上であること。ただし、近接する場合は、複数箇所であっても1事業とみなす。</p> <p>エ 運営が適正に行われ、経理や運営内容を報告できる団体であること。</p> <p>オ 任意団体の場合は構成員が5人以上であること。</p> <p>カ 県ホームページ等による実施事業の公表に異議がないこと。</p> <p>キ 設計・測量・調査委託を行う場合は、必ず関連する緑化の事業を行うこととし、緑化の事業は交付申請を行った年度内に竣工することを原則とすること。</p>

(9) 高知県のホームページや広報誌等による実施事業の公表に異議がないこと。

(10) 補助対象事業は交付申請を行った年度内に完了すること。

(注) 1 「郷土樹種」とは、別表第3に定めるとおりとする。

ただし、別表第3に定める樹種の園芸品種については別途協議する。なお、樹木は植栽方法により、有害性・危険性を有する物があるため、樹種及び使用方法の決定は各樹木の特性及び周辺環境について十分検討したうえで使用すること。

2 「木材を利用したPR効果の高い県内の公共的施設」の「公共的施設」とは、市町村が整備する公共の用又は公用に供する施設及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる公共建築物(社会福祉施設、病院又は診療所、運動施設、社会教育施設又は旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物等)及び道の駅とする。ただし、計画地は多数の県民等が利用可能な空間であり、特定の会員向け施設や主に当該施設の職員が利用する空間などは対象外とする。また、開設前で整備中の施設の場合は、開設予定時期や事業内容が分かる資料を提出し、県が認めるものを対象とする。

3 「教育・保育施設」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)をいう。また、開設前で整備中の施設の場合は、開設予定時期や事業内容が分かる資料を提出し、県が認めるものを対象とする。

4 「大企業」とは、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者をいう。

別表第2～第3 略

(注) 1 「郷土樹種」とは、高知県に自生する樹種のことをいい、在来種にあつては別表第3に定めるとおりとする。また、外来種及び園芸品種であつて高知県に自生するものを使用する場合は別途協議すること。なお、樹木は使用方法により、有害性・危険性を有する物があるため、樹種及び使用方法の決定は各樹木の特性及び周辺環境について十分検討したうえで使用すること。

2 「モデル的」とは、教育・保育施設(注3)、観光施設や交通の拠点となる空港、駅、港等の公共的施設であつて、緑化を行う場所自体が高いモデル性や展示効果を持ち、今後の取組の好例となりうるものに対する緑化であること。

3 「教育・保育施設」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)。

4 「公共的施設」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる公共建築物(社会福祉施設、病院又は診療所、運動施設、社会教育施設又は旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物等)及び道の駅とする。

5 「大企業」とは、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者。

別表第2～第3 略

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者職氏名
(生年月日： 年 月 日)

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、高知県緑化促進事業費補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業区分（該当する事業に○） 公共的空間緑化事業 ・ 教育・保育施設緑化事業

3 事業の目的と内容

4 事業着手予定日

5 事業完了予定日

6 添付書類

- (1) 高知県緑化促進事業実施計画書（別紙1）
- (2) 高知県緑化促進事業実施計画の考え方（別紙2）
- (3) 事業実施計画地の概要（別紙3）
- (4) 事業実施計画地の位置図（1/50,000程度で、事業場所を示すこと）及び現況写真
- (5) 事業に係る図面（平面図または構造図等）
※計画地全体の面積及び植樹により新たに緑化される面積、植栽樹木の本数や緑化方法が分かる図面。
※過去に本事業によって整備した植栽箇所がある場合は、区別できるよう図示すること。
- (6) 総事業費及び補助対象額を証明する書類（見積書の写し等で費用内訳・積算が分かるもの）
- (7) 市町村、市町村教育委員会（一般会計によるもの）以外の補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書（写し）若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）、又は消費税の納付義務がない旨の申立書
- (8) 県税事務所で発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）
又は、県税完納情報の提供に係る同意書（別紙4）及び本人確認書類の写し（※1）
ただし、納税義務がない者にあつてはその旨の申立書（※2）
※1 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）。
※2 県税完納情報の提供に係る同意書（別紙4）及び本人確認書類の写し（※1）も添付すること。
- (9) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙5）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、必要な資料

(注)

- ・添付する位置図や図面、現状写真はA4またはA3用紙で提出すること。
- ・(8)及び(9)に掲げる資料については、市町村等は提出不要です。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者職氏名
(生年月日： 年 月 日)

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において別添のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により補助金 円を交付されたく申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

単位(円)

事業区分	施工箇所 (市町村名・大字・字・地番)	事業量	着手予定 年月日	事業費 (A+B)	負担区分		備考
			完了予定 年月日		県補助 金(A)	その他 (B)	
環境緑化 事業							
計							

(注) 1「事業量」欄は実施する事業内容、植栽する樹種及び数量を記載してください。
 2「事業費」欄は補助対象経費を記入してください。消費税を含めた額を補助対象経費とする場合は、「備考」欄に消費税相当額を記入してください。

3 維持管理計画

年度	事業実施 年度	1年目(令和 年度)	2年目(令和 年度)	3年目(令和 年度)	4年目(令和 年度)	5年目(令和 年度)
維持管理 内容						
維持管理 者						

(注) 「維持管理内容」欄は実施する取組の時期・規模・数量等がわかるように具体的な内容を記載してください。

4 収支予算

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助		
そ の 他		
計		

(2) 支出

区 分	予 算 額	備 考
環 境 緑 化 事 業		
計		

5 添付書類

(1) 市町村等(一般会計によるもの)以外の補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)、又は消費税の納付義務がない旨の申立書

(2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書(全税目のもの)

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(別紙1)及び本人確認書類の写し(※)

※: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(3) 県税の納付義務がない場合はその旨の申立書

(4) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書(別紙2)

(5) 事業実施計画地の概要(別紙3)

(6) 事業費の積算に使用した仕様書、図面、積算資料(見積書等の写し)又はそれに類する資料

(7) 事業地の1/50,000程度の位置図、平面図、その他計画図面(各図面に事業名、事業箇所名、補助事業者名を記載すること)

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、必要な資料

(注)、(2)から(4)までに掲げる資料については、市町村等は提出不要。

(5)から(7)までに掲げる資料については、高知県緑化促進事業事務取扱要領第3の1に規定する実施計画協議書の内容から変更が生じた場合のみ提出。

1 事業内容及び経費

事業内容	事業区分	
	事業実施計画地の名称	
	事業実施計画地(地番)	
	事業の内容	
	事業量 (植栽する樹種及び数量)	
	着手予定年月日	
	完了予定年月日	
事業費	総事業費(A)+(B)	円(うち消費税額 円)
	総事業費のうち補助対象経費	植栽資材費 円 植栽基盤整備費 円 植栽施工等経費 円 計 円
	総事業費内訳区分	県補助金(A) 円(うち消費税額 円) その他(B) 円(うち消費税額 円)
	備考	

2 維持管理計画

年度	維持管理内容	維持管理責任者
事業実施年度		
1年目(令和 年度)		
2年目(令和 年度)		
3年目(令和 年度)		
4年目(令和 年度)		
5年目(令和 年度)		

※「維持管理内容」欄は実施する取組の時期・方法等がわかるように具体的な内容を記載してください。

3 収支予算

(1) 収 入 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
その他		
計		

※県補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てとなります。

(2) 支 出

事業区分	予 算 額	備 考
計		

4 事業担当者

所属先・職名	
氏名	
連絡先住所	
電話番号	
E-mailアドレス	

1 計画地の概要

事業実施計画地の名称	
事業実施計画（地番）	高知県_____
計画地の面積	計画地全体(_____ m ²) ※建物等を除く緑化可能な面積 うち緑化済み面積(_____ m ²) うち計画緑化面積(_____ m ²)

※本事業における緑化面積の算出は、樹木、芝その他の地被植物、及び花壇その他これらに類するものの水平投影面積の合計(ただし、重複している部分は除く)とする。

2 植栽を計画しようとしている樹種、本数及び選定の理由

樹種名	本数 (うち植栽高木本数)	樹種選定の理由

※本事業における植栽高木とは、植栽完了時点の地上高3.0m以上の樹木のことをいう。

3 取組方針

計画地内における植栽場所の選定の理由	
今後樹木が成長した際に想定される課題とその対応(維持管理の方針や病害虫対策、防犯対策等)	
県の森林環境税の周知の方法 (必ず「高知県」の森林環境税を活用していることを表示すること。)	表示面積：_____ m ² 森林環境税のロゴマークの配置の有無：有・無
緑化事業への県民の参画の有無 (本事業を実施するにあたり、事業計画策定時、実施事業中、完成後(完成年度内に限る)等に緑化への理解を促すための県民の参画の有無を記載。※県民とは施設職員等の関係者を除く。)	有・無_____ ※保育・教育施設の場合は園児・児童を除く。 有の場合の具体的な取組内容 (_____) 有の場合の参加予定人数(_____ 人)
郷土樹種の種類や特性を県民に周知する工夫	有・無_____ 有の場合の具体的な取組内容 (_____)
植栽する樹木の調達についての課題	有(対応：_____)・無
産廃・残土の処分方法についての課題	有(対応：_____)・無
補助事業に係る安全対策についての課題	有(対応：_____)・無

事業実施計画地の概要

1 土地の概要

①事業実施計画地（住所）			
②事業実施計画地（地番）			
③土地所有者	所有者名	所有者住所	
④登記簿謄本上の地目			
⑤事業実施に必要な許認可等の有無	有 ・ 無	⑤欄に有と記載した場合は⑥⑦⑧欄も記入してください	
		⑥許認可等の名称若しくは手続等の内容	
		⑦手続等の状況	1 手続済 2 手続中 3 手続予定
		⑧担当部署	

※ 事業実施に必要な許認可等が複数ある場合は、全てについて⑥⑦⑧欄の内容を記載してください。（記載欄が不足する場合は、別紙を作成して添付してください。）

※ 申請者が土地所有者でない場合は、土地所有者の承諾書を添付してください。なお、以下の項目は必ず承諾書に明記してください。

- ・高知県緑化促進事業の趣旨を理解した上で、所有地の使用を承諾すること
- ・補助金を活用して取得した財産（樹木を含む）の所有権の所在
- ・補助金を活用して取得した財産の枯損、折損等により所有地に損害が生じた場合の責任の所在
- ・事業の内容を県ホームページや広報誌等で公表することについての承諾
- ・所有地を観光客等に解放する場合は、その旨の承諾

2 施設の概要

種類	1 道路 2 河川 3 公園 4 施設 5 その他（ ）	
名称		
管理者		
現在の利用状況 （開設前の施設は見込みを記載）	延べ 人/年間	※施設職員は含めない。 ※保育・教育施設の場合は、園児や児童のほか保護者も含む。 ※同一人物は1日1人カウントとする。
	算出根拠（利用人数を算出した根拠（計算式等）を具体的に記載）	
管理者の同意	1 同意済 2 見込有 3 不要	
管理担当部署		

事業実施計画地の概要

事業計画地の所在：

1 土地の概要

①土地所有者	氏名	住所			
②土地面積	m ²	③現在の利用状況		④登記簿謄本上の地目	
⑤事業実施に必要な許認可等の有無	有 ・ 無	⑤欄に有と記載した場合は⑥⑦⑧欄も記入してください			
		⑥許認可等の名称若しくは手続等の内容			
		⑦手続等の状況	1 手続済 2 手続中 3 手続予定		
		⑧担当部署			

※ 事業実施に必要な許認可等が複数ある場合は、全てについて⑥⑦⑧欄の内容を記載してください。（記載欄が不足する場合は、別紙を作成して添付してください。）

※ 申請者が所有者でない場合は、所有者の承諾書を添付してください。なお、以下の項目は必ず承諾書に明記してください。

- ・高知県緑化促進事業の趣旨を理解した上で、所有地の使用を承諾すること
- ・補助金を活用して取得した財産（樹木を含む）の所有権の所在
- ・補助金を活用して取得した財産の枯損、折損等により所有地に損害が生じた場合の責任の所在
- ・事業の内容を県ホームページ等で公表することについての承諾
- ・所有地を観光客等に解放する場合は、その旨の承諾

2 公共的施設の概要(公共施設内で行う場合のみ記入)

種類	1 道路 2 河川 3 公園 4 施設 5 その他（ ）
名称	
管理者	
管理者の同意	1 同意済 2 見込有 3 不要
管理担当部署	

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県緑化促進事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から林業環境政策課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、林業環境政策課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・ 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・ この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・ 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県緑化促進事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から林業環境政策課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、林業環境政策課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・ 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・ この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・ 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

別紙5（第4条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県緑化促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について県の補助事業所管課が関係各課に対して照会する場合があること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取り消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

団体名

代表者職・氏名（自署）

別紙2（第4条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県緑化促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取り消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者 職) 氏名（自署）

第 年 月 号
日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて変更承認を申請します。

記

1 事業区分

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

(注) 別記第1号様式に添付している様式のうち、変更箇所は変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容を下段に記入し、対比することができるようにしてください。

第 年 月 号
日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて変更承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(注) 別記第1号様式の2の項から4の項までに準じて作成し、変更前と変更後とを対照比較することができるように変更前を括弧書きで上段に記入してください。
なお、別記第1号様式の5添付書類のうち、当該変更に係るものを添付してください。

第3号様式～第4号様式 略

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者職氏名
(生年月日： 年 月 日)

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は補助金の変更交付の決定通知)がありました事業が完了しましたので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績額 金 _____ 円

2 補助事業の完了年月日
_____年 _____月 _____日

4 添付書類

- (1) 高知県緑化促進事業実績報告書(別紙6)
- (2) 完成写真(補助事業及びすべての植栽本数が確認できる写真)
- (3) 実績が分かる平面図、その他図面
- (4) 市町村及び市町村教育委員会が補助事業者の場合は、検査調書(任意様式)
- (5) 事業費の積算基礎(出来高設計、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し等)
- (6) (1)から(4)に定めるもののほか、必要な資料

第3号様式～第4号様式 略

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者職氏名
(生年月日： 年 月 日)

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は補助金の変更交付の決定通知)がありました事業について、下記のとおり完了しましたので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、別添のとおり報告します。

1 事業の内容及び経費の配分 単位(円)

事業区分	施工箇所名 (市町村名・大字・字・地番)	事業量	着手年月	事業費 (A+B)	負担区分		備考
			日		完了年月	日	
環境緑化事業							
計							

(注) 1「事業量」欄は実施する事業内容、植栽する樹種及び数量を記載してください。
 2「事業費」欄は補助対象経費を記入してください。消費税を含めた額を補助対象経費とする場合は、「備考」欄に消費税相当額を記入してください。

2 収支精算

(1) 収入 (単位：円)

区分	予算額	精算額	差引増減額	備考
県補助				
その他				
計				

(2) 支出 (単位：円)

区分	予算額	精算額	差引増減額	備考
環境緑化事業				
計				

3 県補助金精算 (単位：円)

区分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総額	県補助率	精算補助金額
環境緑化事業				
計				

4 その他添付書類

- (1) 事業地の1/50,000程度の位置図、平面図、その他計画図面(各図面に事業名、事業箇所名、補助事業者名を記載すること)
- (2) 完成写真
- (3) 検査調書(任意様式)
- (4) 事業費の積算基礎(出来高設計、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し)
- (5) (1)から(4)に定めるもののほか、必要な資料

高知県緑化促進事業実績報告書

1 事業内容及び経費

事業内容	事業区分	
	事業実施地の名称	
	事業実施場所(地番)	
	事業の内容	
	事業量 (植栽する樹種及び数量)	
	着手年月日	
	完了年月日	
事業費	総事業費(A)+(B)	円(うち消費税額 円)
	総事業費のうち補助対象経費	植栽資材費 円 植栽基盤整備費 円 植栽施工等経費 円 計 円
	総事業費内訳区分	県補助金(A) 円(うち消費税額 円) その他(B) 円(うち消費税額 円)
	備考	

2 収支精算

(1) 収入 (単位:円)

区分	予算額	精算額	差引増減額	備考
県補助金				
その他				
計				

※県補助金額の支出額で1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てとなります。

(2) 支出 (単位:円)

事業区分	予算額	精算額	差引増減額	備考
計				

3 県補助金精算

(単位:円)

県補助金 交付決定額	精算 補助対象事業費総額	補助率	精算補助金額 (A)	既受領補助金額 (B)	差引き補助金 未受領額 (A) - (B)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました。年度高知県緑化促進事業費補助金について、第 一四半期分として下記により概算払によって交付されたく請求します。

記

1 事業の内容

事業区分	事業費	補助金 交付決定額 (A)	既受 領補助金 額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	月 日 ま での 予定出来高	補助金残額 (A)-(B)-(C)	備考
	円	円	円	円	円	円	
計							

(注) 別記第3号様式による事業遂行状況報告書を添えてください。

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
口座名義（カタカナ）			

第 年 月 日 号

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました。年度高知県緑化促進事業費補助金について、第 一四半期分として下記により概算払によって交付されたく請求します。

記

1 事業の内容

事業区分	事業費	補助金 交付決定額 (A)	既受 領補助金 額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	月 日 ま での 予定出来高	補助金残額 (A)-(B)-(C)	備考
	円	円	円	円	円	円	
環境緑化事業							
計							

(注) 別記第4号様式による事業遂行状況報告書を添えてください。

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
口座名義（カタカナ）			